

○伊賀市乾杯条例

平成25年12月27日 条例第56号

伊賀市乾杯条例

(目的)

第1条 この条例は、市の伝統的な地場産業である伊賀の地酒（以下「伊賀酒」という。）を伊賀焼の器に注いで乾杯する習慣を広めることにより、伊賀酒及び伊賀焼の普及を図るとともに、伝統的な地場産業に対する理解の促進に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、伊賀酒を伊賀焼の器に注いで乾杯する習慣を広めるための取組みを推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 伊賀酒又は伊賀焼に係る事業を行う者（以下「事業者」という。）は、伊賀酒を伊賀焼の器に注いで乾杯する習慣を広めるために、市及び他の事業者と相互に協力して取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、伊賀酒を伊賀焼の器に注いで乾杯する習慣を広めるための取組みに協力するよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例に基づく取組み等を実施するにあたっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するとともに、自己の健康管理に留意し、交通ルール及び飲酒におけるマナーを遵守しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。